

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福島県は、住民基本台帳ネットワークシステムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福島県知事

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに関する事務
②事務の概要	<p>住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」及び「2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。</p> <p>1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。</p> <p>なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>具体的に福島県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への通知③都道府県知事から自都道府県のその他の執行機関への本人確認情報の提供・移転。④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査⑤機構への本人確認情報の照会 <p>2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務</p> <p>都道府県は、市町村における市町村CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国外転出者に係る本人確認を行うための社会的基盤としての役割を担うため、4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、住民票コード及びこれらの変更情報で構成される「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する記録を正確に行う責務がある。そのため、附票本人確認情報の管理及び提供等に係る以下の事務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は、「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は、「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none">①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理②市町村からの附票本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び機構への通知③都道府県知事から自都道府県のその他の執行機関への附票本人確認情報の提供・移転。④住民による請求に基づく当該個人の附票本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査⑤機構への附票本人確認情報の照会
③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ及び附票連携システム内の附票都道府県サーバ部分について記載する。

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル
- (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機構への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機構の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己の本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己の本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部市町村行政課
②所属長の役職名	市町村行政課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	福島県総務部文書法務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	024-521-7057

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [] 十分に行っている []

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[]
	<選択肢>
	<ul style="list-style-type: none">1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]

判断の根拠

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市町村行政課長 金子 市夫	市町村行政課長 岸 孝志	事後	人事異動
平成28年7月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年7月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	平成28年1月1日 時点	事後	時点修正
平成28年9月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年1月1日 時点	平成29年1月1日 時点	事後	時点修正
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
平成30年9月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	平成30年1月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月9日	IVリスク対策	(記載なし)	様式改正に伴う追加	事後	様式改正に伴う
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和3年8月5日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	時点修正
令和5年10月16日	評価書名	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 基礎項目評価書	住民基本台帳ネットワークに関する事務 基礎項目評価書	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年10月16日	I - 1 ①事務の名称	住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務	住民基本台帳ネットワークに関する事務	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年10月16日	I - 1 ②事務の概要	都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及び市町村が登録する各種の台帳に関する制度を一元化し、あって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なうのであり、市町村において、住民の居住関係の公印、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に福島県では、住基法の規定に従い、特定期間内に市町村へ提出する請求書類を以下に示す。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報の更新及び地方法令による特定個人情報ファイルの更新 ③都道府県知事から自都道府県のその他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく附票の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	住民基本台帳ネットワークに関する事務は、「①本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」と「②附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務」に分かれる。 1. 本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を市町村と共同して構築している。 なお、住民基本台帳は、住基法に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及び市町村が登録する各種の台帳に関する制度を一元化し、あって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行なうのであり、市町村において、住民の居住関係の公印、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 具体的に福島県では、住基法の規定に従い、特定期間内に市町村へ提出する請求書類を以下に示す。 ①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理 ②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方法令による特定個人情報ファイルの更新 ③都道府県知事から自都道府県のその他の執行機関への本人確認情報の提供 ④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく附票の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年10月16日			からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査 ⑤機構への本人確認情報の照会		
令和5年10月16日			2. 附票本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 都道府県は、市町村における附票CS、都道府県における附票都道府県サーバ及び機構における附票全国サーバ等により構成される「附票連携システム」において、国が転出者に係る本人確認を行なうための社会的基盤として役割を担う。情報(姓名、住所、生年月日、性別)、住民カード及びこれらの変更情報を含む「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」を作成し、戸籍の附票に関する登録を正確に行なう責務がある。そのため、附票本人確認情報の整理及び提供等に係る以下の業務を実施する。なお、都道府県知事保存附票本人確認情報(以下条文に併せて記載する場合は「都道府県知事保存附票本人確認情報」とし、それ以外の記載は「附票本人確認情報」とする。)には、個人番号は含まれない。		
令和5年10月16日	I - 1 ③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」及び「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月16日	I - 2	都道府県知事保存本人確認情報ファイル	(1)都道府県知事保存本人確認情報ファイル (2)都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。
令和5年10月16日	I - 3	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機関への本人確認情報の通知等) ・第30条の8(本人確認情報の誤りに関する機関の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己的本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己的本人確認情報の訂正)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機関への本人確認情報の誤りに関する機関の通報) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己的本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己的本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	事後	「デジタル手続法」の施行及び住民基本台帳法の一部改正に伴う変更のため。 住基ネットの条例利用の実施のため。
令和5年10月16日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年1月1日 時点	令和5年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月7日	I - 1 ③システムの名称	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」と「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	(1)住民基本台帳ネットワークシステム (2)附票連携システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「都道府県知事保存本人確認情報ファイル」と「都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステム及び附票連携システムの構成要素のうち、都道府県サーバ及び附票都道府県サーバにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の都道府県サーバ及び附票連携システムの内の附票都道府県サーバ部分について記載する。	事後	記載の見直し。
令和7年2月7日	I - 3 法令上の根拠	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機関への本人確認情報の誤りに関する機関の通報) ・第30条の8(本人確認情報の利用) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の13(都道府県の条例による本人確認情報の提供) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己的本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己的本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用)	住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第7条(住民票の記載事項) ・第12条の5(住民基本台帳の脱漏等に関する都道府県知事の通報) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の7(都道府県知事から機関への本人確認情報の誤りに関する機関の通報) ・第30条の8(本人確認情報の利用) ・第30条の11(通知都道府県以外の都道府県の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の15(本人確認情報の利用) ・第30条の22(市町村間の連絡調整等) ・第30条の32(自己的本人確認情報の開示) ・第30条の35(自己的本人確認情報の訂正) ・第30条の44の6第3項(都道府県知事保存附票本人確認情報(住民票コードに限る。)の利用) ・第30条の15の2第2項・第3項(準法定事務処理者への本人確認情報の提供等) ・第30条の44の7第2項・第3項(準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等)	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和6年6月9日法律第48号)による住基法の改正に合わせて、追加。
令和7年2月7日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月7日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月7日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	(記載なし)	十分である 《判断の根拠》住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、いずれの局面においても複数人の確認を行ううえに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・特定個人情報を受け渡す際(USBメモリを使用する場合を含む。)は、事前に、暗号化、パスワードによる保護等を行なうとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行なう。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書類等に保管することを徹底する。 ・庚申書類に特定個人情報が含まれていないか、タグチェックを行なう。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更のため。
令和7年2月7日	IVリスク対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(記載なし)	全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴う変更のため。
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和6年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和8年1月23日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和6年1月1日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	時点修正